



令和3年12月24日
住宅局建築指導課

一級建築士の懲戒処分について

一級建築士に対し、建築士法第10条の規定により、中央建築士審査会※（12月17日開催）の同意を得て、別紙のとおり業務停止処分（12月17日付け）を行いましたので公表します。

※ 中央建築士審査会は、一級建築士試験や一級建築士の懲戒処分等に関する審議を行うため、建築士法第28条に基づき設置されております。

一級建築士の懲戒処分について

1 津田 茂^{つだ しげる}（登録番号 第298134号）

① 処分の内容

令和4年6月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

兵庫県内の建築物について、設計者として、建築基準法第53条第1項に規定する建蔽率に違反する設計（建築面積が増加するデッキを設置する設計）を行った。

また、建築主として、検査済証の交付後、同法第52条第1項に規定する容積率に違反する工事（吹抜きであった部分に床を張り、3階部分を建築）及び同第53条第1項に規定する建蔽率に違反する工事（上記デッキを設置）を行った。

さらに、当該工事について、同法第6条に規定する確認済証の交付を受けなければならないことを認識しながら、建築主として、無確認で当該工事を行った。

2 澤田 敏之^{さわだ としゆき}（登録番号 第343235号）

① 処分の内容

令和4年6月1日から業務停止14日

② 処分の原因となった事実

神奈川県内の建築物について、一級建築士事務所株式会社奥野設計東京本社（東京都知事登録第372号）の業務に関し、虚偽の確認済証を作成し、その写しを建築主及び施工者に渡した。

以上